

第32号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

令和4・5年度の保険料軽減対策は、令和2・3年度に引き続き、さらに2年間の実施をすることになった。この軽減対策に必要な経費は、都内全区市町村の負担金（一般財源）によって支弁するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要となった。

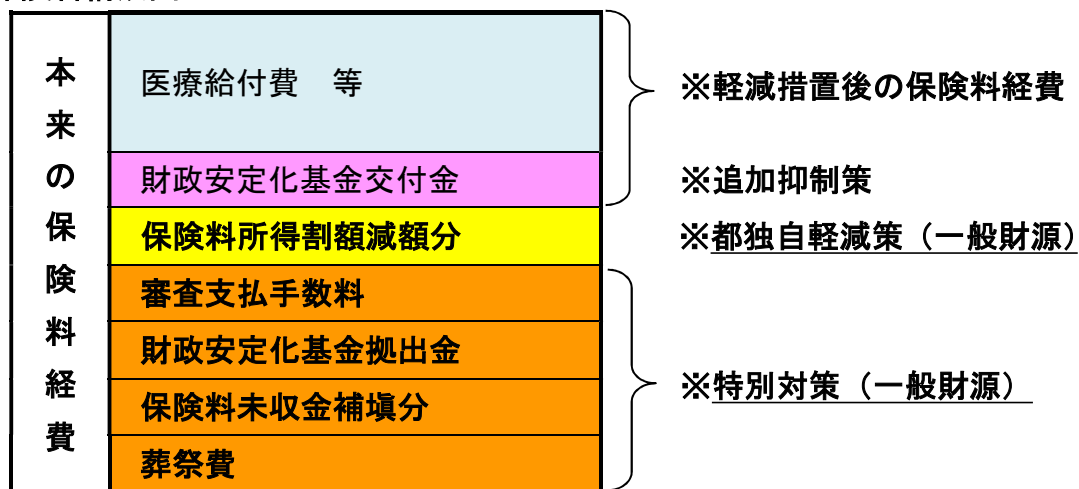
1 変更内容

規約の附則第5項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に、「令和2年4月1日現在」を「令和4年4月1日現在」に改める。

◎関係区市町村の一般財源から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100%
財政安定化基金拠出金相当額	100%
保険料未収金補填分相当額	100%
保険料所得割額減額分相当額	100%
葬祭費相当額	100%

2 保険料構成図



3 施行期日

令和4年4月1日

#### 4 令和4・5年度の保険料率について

均等割額	46,400円	前期比	2,300円	5.2%増
所得割率	9.49%	前期比	0.77ポイント	8.8%増
一人当たり平均保険料額	104,842円			

#### 5 一般財源の概要

##### (1) 東京都独自軽減策

###### ① 保険料所得割額減額分

低所得者対策の「所得割額」減額（東京都広域連合の独自分：50%・25%減額）の財源は、各区市町村の一般財源を投入するものとされている。

##### (2) 特別対策（4項目）

###### ① 審査支払手数料

診療報酬の審査支払手数料。

###### ② 財政安定化基金拠出金

各区市町村の療養給付費に係る財源不足等に対し、貸付等を行うための基金。国、東京都、広域連合（各団体）それぞれが、拠出金総額の1/3を負担する。令和4年度については必要な基金残高に達しているため拠出はしない。

###### ③ 保険料未収金補填分

保険料収納率が100%を下回る場合は、その不足分を各区市町村が補填する。

###### ④ 葬祭費

被保険者が亡くなり、葬祭を行う者に支給する。広域連合からの支給額（5万円）の葬祭費の財源は、特別対策により各区市町村の一般財源を投入している。

（※区では、さらに一般財源より2万円を上乗せし、7万円を支給）

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現 行																
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 40%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 40%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和2年度分及び令和3年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 40%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 40%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及	100パーセント																

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和4年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則（令和4年3月31日東京都知事届出）

（施行期日）

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和2年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)

# 令和4・5年度 保険料率について

厚生委員会資料  
令和4年2月22日  
健康推進部国保医療年金課

## 1 令和4・5年度保険料率と令和2・3年度保険料率との比較

厚生労働省の最終の保険料率試算通知により保険料を算定しました。

	均等割額	所得割率	一人当たり平均保険料額	令和2・3年度保険料額との差額
令和4・5年度東京都保険料率	46,400円	9.49%	104,842円	3,789円
令和2・3年度東京都保険料率	44,100円	8.72%	101,053円	—
令和2・3年度全国平均	46,987円	9.12%	76,764円	-24,289円

令和4・5年度全国平均は未集計です。

## 2 平均保険料引き上げ額(3,789円)の内訳

後期高齢者負担率の引き上げによる増加分

医療給付費の増加分

2,856円・75.4%

933円・24.6%

### ○後期高齢者負担率の上昇

後期高齢者医療制度では、現役世代の減少により負担の担い手がなくなった医療給付費の財源負担分について、現役世代と被保険者で折半する仕組みを採用しています。

現役世代と被保険者の負担の割合を定めるのが後期高齢者負担率ですが、一人当たり平均保険料の増額 3,789 円のうち 75%を超える 2,856 円が、後期高齢者負担率の引き上げによるものです。

### ○新型コロナウイルス感染症の影響

令和4・5年度の医療給付費は、新型コロナウイルス感染症が終息した仮定で推計しているため、新型コロナウイルス感染症により、保険料率が高額に算定されることはありません。

## 3 算定時の設定条件 ( )内は「算定案」時の数値

- 被保険者数は、令和4年度を「166.4万人」、令和5年度を「173.0万人」と推計。
- 一人当たり医療給付費の伸び率は、過去4か年(H29～R2)の伸び率から、「0.78%」と推計。
- 後期高齢者負担率は、厚生労働省通知により「11.72%」(11.77%)と設定。
- 所得係数は、「1.59」と設定。均等割額と所得割額の賦課割合は、「38.61 : 61.39」となる。
- 所得の伸び率は、(R元～R3の3か年の実績の平均から)「-1.20%」と推計。
- 令和2・3年度の財政収支に係る剰余金を「187億円」(180億円)として計上。
- 市区町村の保険料予定収納率を過去の実績を踏まえ「98.50%」と想定。
- 特別対策 219 億円(葬祭費 87 億円・審査支払 71 億円・未収金補填 61 億円)及び所得割軽減 4.5 億円(4.6 億円)を実施。
- 賦課限度額を「66万円」(64万円)と設定。

### ○窓口負担2割実施の影響

令和4年10月より窓口2割負担が導入されることになったことから、医療給付費は2年間で約147億円が削減されると推計しており、一人当たりの平均保険料額も600円引き下げられました。

### ○財政安定化基金の活用

財政安定化基金は、保険料を抑制するために活用すると継続的な財政負担の発生が想定されることと、剰余金が確保できたことから、その活用をしないこととしました。

## 4 保険料率全国比較

令和年度		均等割額		所得割率		一人当たり平均保険料額	
		金額	順位	料率	順位	金額	順位
4・5	東京都保険料率	46,400円	(27位)	9.49%	(16位)	104,842円	(1位)
2・3	全国平均	46,987円	—	9.12%	—	76,764円	—
	東京都保険料率	44,100円	32位	8.72%	29位	101,053円	1位

※他広域の令和4・5年度の保険料率は現在算定中であることから、令和2・3年度の料率と比較。

- 東京都保険料率を他広域の令和2・3年度の保険料率と比較すると、保険料率の高い方から数えて均等割額で27位、所得割率で16位となります。
- 東京都では、令和3年度の賦課実績において、所得400万円以上の高所得階層の人数が被保険者中5.6%を占めており、これは、全国平均の約2.3倍となります。この所得層で東京都の保険料賦課額の32.1%を負担しており、一人当たり平均保険料額を押し上げる要因となっています。
- 令和4・5年度の保険料算定では、全国の共通指標である後期高齢者負担率が引き上げられていることから、他広域においても保険料の引き上げが想定されます。

## 5 所得階層別保険料額比較

東京都の保険料額は、全ての所得階層で全国平均を下回っています。

	収入額	令和4・5年度		令和3年度			
		東京都保険料額	同左(政令どおり)	全国平均	東京都保険料額	差引額	乖離率
単身者	153万円	13,900円	14,600円	14,000円	13,200円	-800円	-5.7%
	200万円*1	81,700円	87,000円	80,400円	76,200円	-4,200円	-5.2%
	220万円	100,700円	107,400円	98,600円	93,700円	-4,900円	-5.0%
	400万円	264,100円	282,900円	256,200円	244,200円	-12,000円	-4.7%
夫婦2人世帯(2人の保険料合計)	153万円	27,800円	29,200円	28,000円	26,400円	-1,600円	-5.7%
	240万円*2	156,700円	166,900円	154,400円	146,300円	-8,100円	-5.2%
	272万円	187,100円	199,600円	183,600円	174,200円	-9,400円	-5.1%
	500万円	390,300円	417,500円	379,700円	361,500円	-18,200円	-4.8%

※1 窓口負担が2割となる可能性が出てくる下限の収入額。

※2 配偶者が年金収入80万円のみの場合、窓口負担が2割となる可能性が出てくる下限の収入額。(240万円+80万円=320万円)

## 6 令和6・7年度の展望

想定均等割額	想定所得割率	想定一人当たり平均保険料額	想定引き上げ額
47,400円	9.80%	107,436円	2,594円

現時点においてできるだけ精査し、令和6・7年度の保険料率を独自に算定したところ、今回の算定時と同程度の保険料の抑制策(剰余金180億程度の投入、今回と同様の特別対策)を実施しても、平均保険料額が107,436円、引き上げ想定額は2,594円と算定されました。

今期の保険料率の算定において保険料の抑制をすればするほど、次期の保険料引き上げ額は高額になり、問題の先送りにしかありません。

※令和6・7年度数値は、現時点において当広域連合にて独自に算定したものであり、令和6・7年度の保険料算定時のたたき台になるものではありません。